

平成26年度から健康診断はこう変わる

総合安全衛生管理機構

I 健康診断種別

- 1) 一般定期健康診断 (学生・職員)
- 2) 外国人留学生健康診断 (新規外国人留学生)
- 3) 雇入時健康診断 (職員)
- 4) 海外派遣労働者健康診断 (職員)
- 5) VDT 作業従事者健康診断 (職員)

以下、特別健康診断

- 6) 病原体等取扱者健康診断 (学生)
病原体を取り扱っている職員は「特定業務従事者健康診断」を受けてください
- 7) 特殊健康診断 (学生・職員)
- 8) 電離放射線健康診断 (学生・職員)
(旧名称：放射線業務従事者健康診断)
- 9) 遺伝子組換え実験従事者健康診断 (学生・職員)
- 10) 特定業務従事者健康診断 (職員)

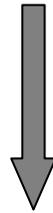
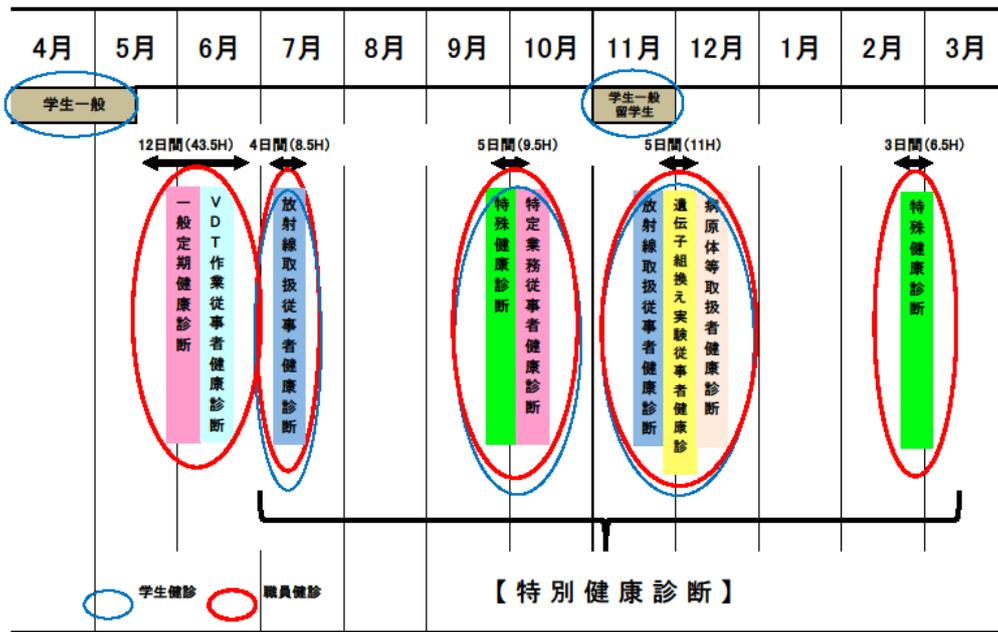
II 期待できること

- 1) 特別健康診断の対象となっている学生・職員は、受診する必要がある健康診断を全て受診するためには、年間最大年2回の受診で定められた全ての健康診断が受診できるようになります。(一般定期健康診断のみの方は年1回、その他の健診を受ける必要がある方は年2回)
- 2) 特別健康診断を一般定期健康診断と同時に実施することで、健診拘束時間や採血回数が減り、受診者の負担が軽減します。また、健診日時が予約制になることで、待ち時間の短縮が期待できます。
- 3) ペーパーレス化(個人票の廃止、紙面での結果通知の廃止)、受付業務の簡略化等により、事務担当者の負担が軽減します。

III. 学生職員の皆様へのお願い

- ① 健康診断前に、学内 LAN に接続した端末で、Web 問診入力と受診予約をしてください。
- ② 受診後は、学内 LAN に接続した端末で、健康診断結果を確認してください。
- ③ 健康診断関連の連絡を 千葉大学 Web メールで確認してください。
- ④ 最新の学籍番号、職員番号、千葉大学 Web メールアドレス、統合認証パスワードを確認してください。

平成 25 年度までの健康診断
 <年最大 5 回>



平成 26 年度からの健康診断
 <年最大 2 回>

